

越前町多様な宿泊施設整備支援事業補助金交付要綱

令和 5 年 6 月 1 2 日

告示第 2 8 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、北陸新幹線開業や中部縦貫自動車道全線開通により多様化する観光客のニーズに対応するため、観光資源を活かしたコンセプトルーム等、来町の目的となる多様かつ魅力的な宿泊施設の整備を支援することにより、観光客の受入れ環境を整備するため、越前町多様な宿泊施設整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、越前町補助金等交付規則（平成 1 7 年越前町規則第 3 1 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第 2 条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

（１） 町内で旅館業法第 3 条第 1 項の許可を得て、旅館や簡易宿所、ホテルを運営する事業者、又は今後許可を得て施設を運営予定の事業者であること。ただし、民泊は含まない。

（２） 県税及び町税又は町の使用料等に滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としない。

（１） 宗教活動又は政治活動を目的とする者

（２） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号の規定に該当する暴力団又は同条第 6 号の規定に該当する暴力団員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある者

（３） 営業に関して必要な許認可等を取得していない者

（補助対象事業）

第 3 条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、宿泊施設事業者の施設改修等事業（以下「改修事業」という。）とし、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

（１） （公社）福井県観光連盟から助言等の支援を受けた事業であ

ること。

(2) サイクリストに優しい宿、ペットと泊まれる宿、伝統工芸等の福井県の観光資源を活用したコンセプトルーム、温泉・温浴設備等、来町の目的となるような宿泊施設の整備事業であること。

(3) 老朽化した施設の部分的かつ応急的な修繕のみの事業でないこと。

(4) 誘客・魅力アップが顕著に期待される、ソフトの取組を含めたトータルなリニューアル事業であること。

(5) 次の全ての要件について対応可能である、又は今後対応予定であること。

ア キャッシュレス決済（クレジットカード、QRコード決済等）

イ Wi-Fi環境

ウ 外国語によるサービス内容の説明（外国語メニュー、外国語によるサービス説明書の用意等）

エ インターネットを通じた予約受付

(6) 改修成果について、ホームページやSNS等にて写真を掲載した上で発信すること。

(7) 改修等実施完了日の属する月の年度から3年間、別途、県が指定する期限までに客室稼働率実績報告書（別紙7）を提出すること。

2 過去にこの補助金、又は、これに類する補助金の交付を受けて改修した客室、温泉・温浴設備等は、前項の規定に関わらず補助対象事業にすることができない。

（補助対象経費）

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条第2号に規定する改修事業に必要な経費とする。ただし、改修事業に含まれる備品購入費は、原則として観光客の利用に供するものに限る。

2 改修事業は、改修等事業費として、県や日本政策金融公庫等からの融資を利用できることとする。ただし、県の他の補助事業の対象とな

る事業については補助対象外とし、国の補助金、助成金を活用する場合は、当該補助額を補助対象経費から差し引くこととする。

- 3 改修事業に係る経費のうち、消費税、地方消費税に相当する額は補助対象外とする。

(補助率及び補助限度額)

第5条 補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとし、かつ、予算の範囲内において町長が定めた額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 補助金の交付は1施設あたり1回限りとする。

- 3 前項で規定する回数には、令和8年3月31日以前に交付を受けた回数は含めない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けて補助対象事業を実施しようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、越前町多様な宿泊施設整備支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 宿泊施設改修事業計画書（別紙1～5）
- (4) 支援証明書（別紙6）
- (5) 県税及び町税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書
- (6) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、越前町多様な宿泊施設整備支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が、補助対象事業の内容を変更し、又は

補助対象事業を延期し、若しくは中止しようとするときは、速やかに越前町多様な宿泊施設整備支援事業補助金変更等承認申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更等については、この限りでない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、補助金の交付の目的に反した内容の変更は認めない。

3 町長は、第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、越前町多様な宿泊施設整備支援事業補助金変更等承認通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（概算払）

第9条 町長は、特に必要があると認めるときは、補助対象事業の実施相当額の補助金を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、越前町多様な宿泊施設整備支援事業補助金概算払請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、当該補助対象事業が完了したときは、速やかに越前町多様な宿泊施設整備支援事業完了実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- （1） 事業実績報告書（様式第9号）
- （2） 収支決算書（様式第10号）
- （3） 領収書（又は請求書）の写し
- （4） 補助対象事業完了後の写真
- （5） その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の報告を受けたときは、その内容について審査を行い、補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、越前町多様な宿泊施設整備事業補助金交付額確定通知書（様式第11号）に

より当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 1 2 条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかに越前町多様な宿泊施設整備支援事業補助金請求書（様式第 1 2 号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 1 3 条 町長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（ 1 ） 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

（ 2 ） 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。

（ 3 ） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

（ 4 ） 不作為等により補助対象事業が計画どおり進捗していないと認められるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その旨を越前町多様な宿泊施設整備支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第 1 3 号）により当該補助事業者に通知する。

（財産の処分の制限）

第 1 4 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）で定められている耐用年数の期間を経過している場合は、この限りでない。

（補助金の返還）

第 1 5 条 町長は、第 1 1 条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を求めるものとする。

2 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消す場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年6月12日から施行する。

別表（第5条関係）

補助率	補助限度額
補助対象経費の3分の2以内	1,000万円